阿南工業高等専門学校公開講座規則

（平成16年４月１日）
（規 則 第 ７ ９ 号）

（趣旨）

第１条　この規則は、阿南工業高等専門学校学則第57条第２項の規定により、阿南工業高等専門学校（以下「本校」という。）において開設する公開講座に関する必要な事項について定める。

（目的）

第２条　公開講座は、本校の教育及び研究の成果を広く社会に開放し、地域住民の教養を高めるとともに、地域社会の文化の向上に資することを目的とする。

（他の団体からの依頼による講師派遣）

第３条　本校は、地方公共団体又はそれに準ずるものから依頼があったときは、講師を派遣することができる。

（開設時期及び時間等）

第４条　公開講座は、本校の授業等に支障のないときに開設するものとする。

２　公開講座は、本校の施設を使用して行う。ただし、必要があるときは、本校外で実施することができるものとする。

（講師）

第５条　公開講座の講師は、本校の教職員の中から校長が委嘱する。ただし、必要があるときは、本校の教職員以外の者を講師として委嘱することができる。

（実施の計画及び決定）

第６条　公開講座を開設しようとする者は、公開講座実施計画書（以下「計画書」という。）を地域連携・テクノセンター長（以下「センター長」という。）に提出するものとする。

２　センター長は、前項の計画書の提出があったときは、地域連携・テクノセンター委員会及び地域連携部門において、審議するものとする。

３　公開講座実施の決定は、前項の審議結果に基づき校長が行う。

（修了証書）

第７条　公開講座において所定の課程を修了した者には、修了証書を授与することができる。

（講習料）

第８条　公開講座を受講しようとする者は、受講申込み後、速やかに講習料を納付しなければならない。

２　前項に規定する講習料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号）の定めた額とする。

３　既納の講習料は、返還しない。ただし、天災その他やむを得ない事由により、公開講座の実施を中止又は延期する必要が生じた場合は、既納の講習料を返還することができる。

（事務処理）

第９条　公開講座に関する事務は、総務課総務係において処理する。

附　則

１　この規則は、平成16年４月１日から施行する。

２　阿南工業高等専門学校公開講座規程（平成元年９月６日規程第９号）は、廃止する。

附　則

この規則は、平成16年11月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成18年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成19年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成25年11月13日から施行し、平成25年４月１日から適用する。

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。